

一戸建、分譲マンションの 空家ございませんか？

定期建物賃貸借制度（定期借家制度）の創設により、今までと比べ、とても貸しやすくなりました。

定期借家制度が施行され、間もなく1年になります。**定期借家契約**とは、一口に言うと、契約期限が来れば借家契約が必ず終了する、すなわち**更新のない契約**のことです。

学生ハウジングにおきましても、この定期借家制度を利用した契約実績が増えつつあります。今までに契約に至ったものには下記のようなケースがありました。

ケース1 転勤をすることになったが、2年後に帰ってくる。
2年間空家にしておくのはもったいない。でも2年後にはまた自分がそこに住みたい。その間だけ住んでくれる人はいないだろうか？

ケース2 今は空家だが、1年後に取り壊し、建て替えをする予定だ。
その間1年間だけでも入居してくれる人はいないだろうか？

どちらのケースもめでたく契約に至りました。定期借家制度を活用すれば、このような状況であっても、有益な資産運用が可能です。今まで貸すことをためらっていたオーナー様、空家・空室があれば是非弊社までご一報下さい。